

議案第8号

高石市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

高石市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年12月5日

高石市議会

議長 寺島 誠 様

提出者

高石市議会議会運営委員会

委員長	永山	誠
副委員長	明石	宏隆
委員	山敷	恵
	加藤	滋明
	松本	善弘
	森	博英
	久保田	和典

高石市議会委員会条例の一部を改正する条例

高石市議会委員会条例（昭和 42 年高石市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中

「(3) 水道事業会計予算の審査に関する事項

(4) 下水道事業会計予算の審査に関する事項」

を

「(3) 下水道事業会計予算の審査に関する事項」

に、

「(3) 水道事業会計決算の審査に関する事項

(4) 下水道事業会計決算の審査に関する事項」

を

「(3) 下水道事業会計決算の審査に関する事項」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 令和 6 年度水道事業会計決算の審査に関する事項については、この条例の施行後も、なおその効力を有する。